

## 筑北村森林体験交流センター指定管理者募集要項

筑北村では、筑北村森林体験交流センター(以下「交流センター」という。)の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び筑北村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第15号、以下「手続条例」という。)第2条の規定により、指定管理者を次のとおり募集します。

### 1 募集の概要

#### (1) 指定期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

#### (2) 施設の概要

名 称 森林体験交流センター  
所 在 地 筑北村坂井 8400 番地  
筑北村坂井 11573 番地 14  
開 設 年 平成4年(コテージは 11 年)  
施 設 内 容 事務所棟 1棟(木造1階建 185 m<sup>2</sup>)  
バンガロー 5棟(木造2階建 46 m<sup>2</sup>)  
屋外トイレ1棟  
キャンプサイト等

#### (3) 条例料金(現行)

区分	単位	料金	適用
休憩室	1人1回	200円	
キャンプ場	1テントサイト1泊	1,020円	
バンガロー	1棟1泊	10,390円	5人まで
		2,040円	1人増すごとに
	1棟日帰り	5,200円	5人まで
		1,020円	1人増すごとに

#### (4) 施設の利用状況

区分	令和元年度
利用人数	270人
収 入	707千円
支 出	332千円
収 支	375千円

## 2 施設の設置目的及び管理運営方針

### (1) 施設の設置目的

山村における地域の林業振興及び森林の多目的機能の向上を図ること

### (2) 管理運営方針

- ・ 指定管理者は施設の設置目的をふまえ、公の施設としての適正な管理運営に努めることとします。
- ・ 施設を安心安全に利用できるよう、安全管理規定等関係規定を遵守するほか、ハード・ソフト両面の安全対策を講じることとします。
- ・ 管理運営にあたっては施設の立地諸条件及び特性等を十分に把握し、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応できるよう創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供に努めるとともに、経費削減等の効率的な管理運営に努めることとします。
- ・ 利用者、地域住民等と良好な関係を維持し、地域観光の中核施設として振興を図ることとします。
- ・ ごみの減量、省エネルギー及び二酸化炭素の削減等環境に配慮した管理運営を行うこととします。

### (3) 法令等の遵守

管理運営業務に当たっては、法令等を遵守してください。

## 3 管理運営業務の内容及び管理基準

### (1) 利用料金の設定

利用料金の設定にかかる協議を行い、あるいは条例及び施行規則で定める使用料の範囲内で、村の承認を受け利用料金を設定することとします。

### (2) 業務の委託

業務内容の全部又はその主たる業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。(管理運営上、委託を行う業務については、事業計画書にその旨を記載するとともに、事業収支予算書に必要な委託料の計上をしてください。)

### (3) 自主事業に関する留意事項

- ・ 「自主事業」とは、施設の設置目的を達成するため、管理業務の遂行を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担により企画実施する事業を言います。
- ・ 指定管理者が自主事業を実施するときは、村に対して自主事業計画書を提出し、事前に村の承諾を受けることとします。
- ・ 事業計画書において提案された自主事業の可否については、村と協定を締結する際に改めて協議することとします。なお、提案された自主事業が認められないとき、申請自体を辞退する恐れがある場合は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

#### 4 応募資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。個人での申請はできません。
- (2) 団体等又はその代表者がいずれかに該当しないこと。
- ・ 法律行為を行う能力を有しない者（地方自治法施行令167条の4）
  - ・ 破産者で復権を得ない者（地方自治法施行令167条の4）
  - ・ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により本村における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - ・ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - ・ 本村における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ・ 国税又は地方税を滞納している者。
  - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員及びそれらの利益となる活動を行う者

#### 5 応募方法

##### (1) 応募書類

以下の書類を正1部と副1部（複写可）の計2部提出してください。なお、事業計画書等の作成にあたっては「事業計画書（様式第2号）の記載について」に留意するなど具体的に記載してください。

- ・ 筑北村公の施設の指定管理者の指定申請書（様式第1号）
- ・ 当該施設の事業計画書（様式第2号）
- ・ 施設運営等に関する説明書（任意様式）
- ・ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- ・ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- ・ 法人にあつては登記事項証明書
- ・ 印鑑登録証明書（3ヶ月以内に取得したもの）
- ・ 納税を証する書類（3ヶ月以内に所得したもの）  
村税・県税・法人税・消費税等に滞納がないことの証明書（村税については完納証明書。その他については直近1年間のもの。なお、共同体等にあつては、代表する団体（法人以外にあつては代表者）の納税を証する書類とする。
- ・ 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- ・ 営業許可・認可等の証明書
- ・ 共同体による申請の場合にあつては、共同体の名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類、及びそれぞれの団体における該当書類。
- ・ その他村長が特に必要と認める書類

(2) 応募書類の取扱い

a 応募書類の著作権

本村が提示する設計図書等の著作権は、筑北村に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は、それぞれ応募者に帰属します。ただし、指定管理者に選定された申請団体の提出書類については、村が指定管理者制度導入による本施設の管理運営内容の公表及びその他必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できるものとします。

b 情報公開等

受付期間の経過後は、申請をした全ての団体名を公開します。申請資料は、筑北村情報公開条例（平成17年筑北村条例第14号）に基づき公開することがあります。

c その他

応募書類のほかに、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 募集要項の配布

a 配布期間

令和3年10月12日(火)から令和3年10月29日(金)まで

b 配布場所

筑北村 産業課

電話 0263-66-2111

(募集要項については、筑北村のホームページからもダウンロードできます。)

(窓口での配布は、午前9時から午後5時まで 土・日曜日、祝日は除きます。)

(4) 募集要項に関する質問

募集要項に関する質問を下記のとおり受け付けます。

a 受付期間 令和3年10月12日(火)から令和3年10月27日(水)まで

(午前9時から午後5時まで 土・日曜日、祝日は除きます。)

b 受付方法 任意の質問書に記入のうえ、下記の担当まで送付願います。

(電話を含め、口頭での質問はお受けできません。)

c 回答方法 他団体も含め全ての質問に対する回答を、郵送にて送付します。

d 質問送付先 〒399-7501

長野県東筑摩郡筑北村西条 4195

筑北村 産業課 担当：小川原

(5) 応募書類の提出

a 受付期間 令和3年10月12日(火)から令和3年10月29日(金)まで

(午前9時から午後5時まで 土・日曜日、祝日は除きます。)

b 受付場所 筑北村 産業課

※ 応募書類は必ず受付場所まで持参してください。郵送、FAX、電子メール等による提出は一切受け付け出来ません。提出書類の内容について、面接により聴き取りを行う場合があります。

※ 受付期間後の応募書類に関する変更及び追加は認めません。

## 6 指定管理者の指定

- ・ 指定管理者の指定は、条例に基づく選定基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

## 7 指定管理者の選定等

### (1) 選定方法

- ・ 筑北村公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された事業計画書等により書類審査を行います。ただし、必要に応じて面接による審査を行うこともあります。
- ・ 選定委員会では、施設の管理を行うのに最も適当と認められる団体等を選定基準に照らし審議します。
- ・ 選定委員会での審査に基づき、指定管理者の候補者を選定し公表します。選定結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知します。

### (2) 選定の基準

- ・ 当該施設の事業計画による指定管理対象施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ・ 事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- ・ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

### (3) 評価項目

提出された事業計画書等を評価する主な項目は以下のとおりです。

- ・ 管理運営を行うにあたっての総合的事項
  - a 団体の理念、申請の理由等
  - b 施設の運営方針、経営方針
  - c 経費、収支計画の内容
- ・ 利用者に対する配慮・サービスに関する事項
  - a 安全性・安心面への取組み
  - b 利用者のニーズの把握及びサービス向上、利用者増を図るための具体策
  - c 個人情報保護への理解と対応
- ・ 施設の維持管理等に関する事項
  - a 維持管理及び保守点検業務内容
  - b 円滑な運営に必要な職員配置
  - c 施設の目的に沿った管理運営のための職員研修
  - d 防犯、防災、緊急時の対応
- ・ その他
  - a 地元対応及び地域振興の具体的な提案

### (4) 再度の選定

選定結果を通知した後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定することが不可能になり、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合、既に申請を行った他の団体の中に指定管理者として適当な団体があれば、その団体を新たな候補者とするこ

とができることとします。また、「指定管理者に指定することが不可能になり、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合」とは、以下の場合等です。

- ・ 指定議案が議会で否決されたとき
- ・ 候補者が倒産又は解散したとき
- ・ 候補者の提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ・ 応募資格がなくなったとき

(5) 協定の締結

村と指定管理者の候補者とは、筑北村議会における当該指定管理者の指定に係る議案の議決後、指定管理者と協議の上、正式に協定を締結します。協定は指定期間全体に係る共通の基本的事項を定めた基本協定と年度毎の年度協定によるものとします。

8 管理運営に要する経費

(1) 使用料等の帰属

- ・ 施設の利用料金については利用料金制度を適用し、指定管理者の収入とします。
- ・ 自主事業の収入等は、指定管理者の収入になります。

(2) 指定管理料について

- ・ 無料

(3) 会計年度

指定管理対象施設の管理運営に係る会計年度は、毎年度4月1日から翌年の3月31日までとします。

9 指定管理者と村の責任分担

(1) リスク分担表

管理業務を行うにあたって想定されるリスクについての基本的な考え方は、下記「リスク分担表」のとおりです。

段階	種別	種類	内容	分担	
				村	指定管理者
指定期間共通	経済リスク	物 価	物価の変動に伴う経費の増(ただし、急激な変動があった場合は協議)	—	○
		金 利	金利の変動に伴う経費の増	—	○
	業務リスク	業務の中止・延期	指定管理者の業務不履行又は破綻によるもの	—	○
			村の債務不履行又は当該業務が不要となったことによるもの	○	—
	ク	社会リス	地域住民への対応	管理運営業務に係る地域住民からの苦情又は要望に関するもの	—

			当該施設の指定管理者制度導入に関する地域住民からの苦情又は要望に関するもの	○	—
		環境の保全	管理運営業務の遂行に伴う環境への悪影響によるもの	—	○
		第三者への賠償	施設の構造上の瑕疵による損害	○	—
			管理運営業務の瑕疵による損害	—	○
	労災	労務災害	業務従事者の労務災害等	—	○
	再委託	再委託による損害	管理運営業務の一部を再委託された第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害	—	○
	営業計画上のリスク	不可抗力 (天災等、村又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)	不可抗力により、計画に基づく営業が不可能になった場合のリスク分担は、村と指定管理者の協議により決定する。		
申請 協定	申請 協定 リスク	書類の誤り	村作成書類(募集要項及び仕様書等)の誤り及び内容の変更によるもの	○	—
			指定管理者作成書類(申請書及び事業計画書等)の誤り及び内容の変更によるもの	—	○
		申請費用	申請に係る費用の負担	—	○
		協定書の誤り	協定書の誤りによるもの	○	○
準備行為	準備リスク	準備行為	管理運営業務の遂行に必要な人員の確保及び訓練・研修等の実施その他の準備行為	—	○
維持 管理 業務	維持 管理 リスク	施設・設備の改修(原状変更)	安全管理上必要とされる改修	○	—
			サービス向上のための改修	—	○
		施設・設備・備品の損害	年間で施設・設備・貸与備品の維持修繕等に関わる費用の累計が、50万円までは指定管理者が負担し、50万円を超える場合のリスク分担は、村と指定管理者の協議により決定する。なお、この場合において50万円の範囲内で村は指定管理者から負担金を徴収する。		

維持 管理 業務	維持 管理 リスク	施設・設備・ 備品の損害	施設の構造上の瑕疵による損害	○	—
			管理運営業務上の瑕疵による損害	—	○
		保守・点検	村の事由による業務内容、用途変更に起因する保守・点検費用の増大	○	—
			指定管理者の責による保守・点検費用の増大及び保守・点検の不備による機器の不調によるもの	—	○
施設 運 営 業務	施設 運 営 リスク	需要変動	利用者の減少が村の事由(施設機能の一部廃止や変更など)によるもの	○	—
			上記以外の事由による利用者の減少によるもの	—	○
		利用者への対応	管理運営業務に係る利用者からの苦情又は要望に関するもの	—	○
			上記以外の利用者からの苦情又は要望に関するもの	○	—
		セキュリティ	管理運営業務上の瑕疵による情報漏洩、犯罪発生	—	○
自主事業	自主事業リスク	自主事業の実施(施設の設置目的を達成するため、管理業務の遂行を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担により企画実施する事業)	—	○	
業務 終了	業務 終了 リスク	原状回復	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う管理物件の原状回復に伴うもの	—	○
		業務引継ぎ	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う業務引継ぎ	—	○
		撤収	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う撤収費用	—	○
※ なお、本表に定める事項について、疑義が生じた場合又は本表に定めのない事項については、村と指定管理者が別途協議し決定するものとする。					



## (2) 事業が困難となった場合の措置

- ・ 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の全部又はその一部について継続が困難になった場合、村は、指定の取消しをすることができるものとします。指定を取り消される指定管理者は、次の指定管理者が指定されるまで業務を継続し、かつ円滑に引継ぎを行うものとし、この引継ぎが適切に行われなかったこと等により、緊急的に村が直接管理を行うこととなったときは、村はその費用について、取消しを受ける指定管理者に対して求償します。

- ・ 当事者の責に帰すことのできない事由の場合

不可抗力等、村及び指定管理者双方の責に帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について両方で協議するものとし、村がやむを得ないと認めた場合は指定の取消しをします。なお、この場合においても、指定管理者は村が指定するものに対し、円滑かつ支障なく業務の引継ぎを行うものとします。

## 10 留意事項

### (1) 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する本村職員及び本件関係者に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

### (2) 申請に関する費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者が負担することとします。

## 11 問合せ先

〒399-7501

長野県東筑摩郡筑北村西条 4195

筑北村 産業課 担当：小川原

F A X : 0263-66-3010

メール：sangyou@vill.chikuhoku.lg.jp

## 12 その他

- ・ この募集要項及び指定申請書等の様式は、本村のホームページからダウンロードすることができます。

《村ホームページURL》 <http://www.vill.chikuhoku.lg.jp>